

令和8年度 第1回

一般競争入札による 市有地売払い応募要領

令和8年7月

静岡市保健福祉長寿局清水病院事務局

TEL 054-336-1111

FAX 054-334-1129

静岡市立清水病院ホームページ

【<https://www.shimizuhospital.com/forprofessionals/bid/>】

目 次

一般競争入札による市有地売払いの流れ	1
--------------------	---

入札による市有地売払いの概要	2
----------------	---

対象物件一覧	2
--------	---

入札参加資格者	2
---------	---

参加申し込み	2
--------	---

入札日時等	4
-------	---

落札者との契約手続き	6
------------	---

所有権移転登記手続き等	6
-------------	---

その他 契約に関する留意点	6
---------------	---

入札参加心得書	7
---------	---

銀行振出小切手の見本	13
------------	----

市有財産売買契約書	14
-----------	----

物件調書	17
------	----

様 式

一般競争入札参加申込書	23
-------------	----

一般競争入札参加受付書	24
-------------	----

入札書	25
-----	----

入札書(記入例)	26
----------	----

委任状	27
-----	----

暴力団排除に関する誓約書兼同意書	28
------------------	----

暴力団排除に関する誓約書兼同意書(記載例)	30
-----------------------	----

入札不調財産の売払い	32
------------	----

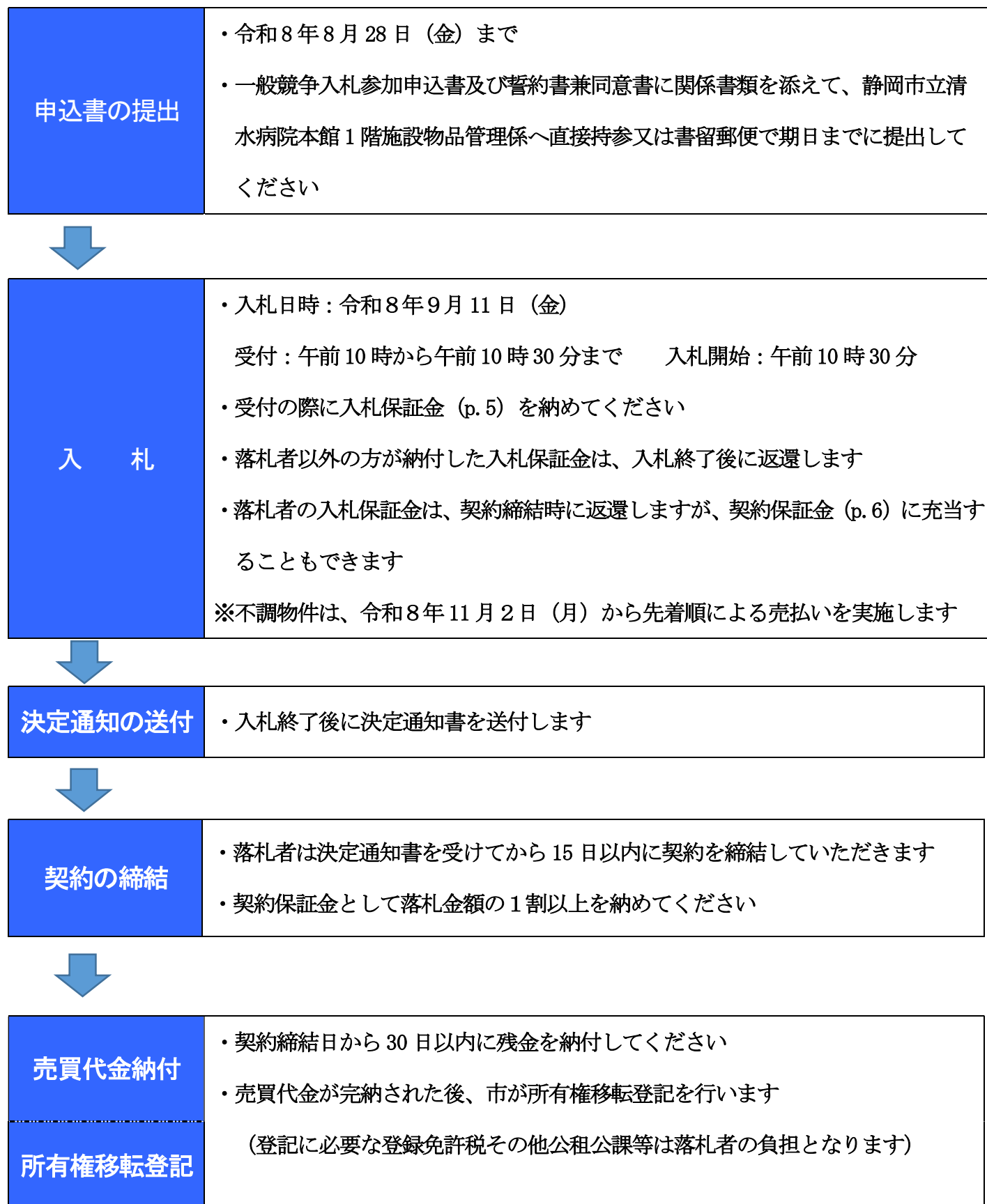
普通財産買受申出書	34
-----------	----

普通財産買受申出書(記載例)	35
----------------	----

応募受付・入札会場案内	裏表紙
-------------	-----

一般競争入札による市有地売払いの流れ

一般競争入札・・・市で定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格を提示された方を落札者として決める方法です。



入札による市有地売払いの概要

1 対象物件一覧

入札により売払う市有地（対象物件）は以下のとおりです。詳細については、物件調書（p. 17～p. 22）をご覧ください。

物件 番号	入札対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測地積 延床面積	予定価格 （最低売却価格）	入札保証金
1	清水区駒越西一丁目1690番 1	宅地	1,836.82m ²	67,590,000円	2,028,000円
2	清水区駒越西一丁目1690番 4	宅地	1,760.68m ²	64,790,000円	1,944,000円

（注1） 予定価格は、入札金額の目安として、周辺の地価公示価格や取引価格等を参考に算出したものです。

（注2） 入札保証金額は、予定価格（最低売却価格）の100分の3以上で千円未満を切り上げた金額です。

（注3） 物件によっては入札を中止する場合があります。

2 入札参加資格者

参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2） 暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項の規定に該当しないこと。

（3） 買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。

3 参加申し込み

（1） 申し込みできる物件数

複数の物件をお申し込みいただけます。ただし、同一物件について、同一参加者が重複し

（２）所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて入札参加申込書を連名で提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有に変更することはできませんのでご注意ください。

（３）売払い物件の現地確認

現地説明会は実施いたしません。また、現状有姿での引渡しとなりますので現地を必ず確認し、この応募要領をよく読んでから申し込むようお願いします。

なお、現地確認をご希望の方は、清水病院事務局施設物品管理係までご相談ください。

（４）申し込みに必要な書類

申し込みの際には下記の書類をご提出ください。提出書類の不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返ししません。

1	一般競争入札 参加申込書	一般競争入札参加申込書（p. 23）
2	暴力団排除に関する 誓約書兼同意書	暴力団排除に関する誓約書兼同意書（p. 28-29）
3	印鑑登録証明書（※）	個人（共有を含む）が申込む場合に必要となります。 提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
4	印鑑証明書（※）	法人が申込む場合に必要となります。 提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
5	住民票	個人（共有を含む）が申込む場合に必要となります。 提出日前3ヶ月以内に発行された、 <u>本籍が記載されているもの</u> を1通ご用意ください。
6	法人登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	法人が申込む場合に必要となります。 提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。

※入札時に使用する印鑑の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を提出してください。

（５）申込方法

提出書類を清水病院事務局施設物品管理係まで持参又は郵便（書留）による方法に限ります。

郵便（書留）による提出の場合は、令和8年8月28日（金）までに到着した書類を有効といたします。

（６）申込受付期間

受付年月日	令和8年8月28日（金）まで （土曜日・日曜日・祝日を除く）
受付時間	午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く）

(7) 申込先

静岡市保健福祉長寿局 清水病院事務局 施設物品管理係
住 所 〒420-8636 静岡市清水区宮加三 1 2 3 1
(静岡市立清水病院 本館 1 階)
電 話 054-336-1111 F A X 054-334-1129
E-mail smz-hsp-jimu@city.shizuoka.lg.jp

4 入札日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札日時：令和 8 年 9 月 11 日（金）
受付・午前 10 時から午前 10 時 30 分まで
入札開始・午前 10 時 30 分から
入札会場：静岡市立清水病院 研修棟 2 階 講堂

(2) 入札参加受付書の交付

入札参加申込書を提出した方に一般競争入札参加受付書 (p. 24)を交付いたします。当日必ず持参してください。申込者の代理人が参加する場合、委任状 (p. 27)と一緒に持参してください。

(3) 入札当日に必要な持ち物

1	入札参加受付書	市が申込みを受付した確認印が押されている入札参加受付書
2	入札書及び封筒	<u>入札書 (p. 25)</u> 及び <u>入札書を入れる封筒</u> (外から中が見えないものを使用し、入札参加者の住所・氏名を表に記載する)
3	入札保証金	現金又は銀行振出小切手
4	印鑑 (※) (スタンプ印不可)	本人の場合は本人の印鑑 代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑
5	委任状	法人の代表権の無い方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要となります。
6	筆記用具	黒のボールペン又は万年筆

※提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書に登録されている印鑑を持参してください。

(4) 入札保証金

入札日当日受付にてお支払いいただきます。

- ① 入札参加者は、1 物件につき予定価格の100分の3以上（千円未満切り上げ）の入札保証金を納付してください。（p.2 対象物件一覧を参照）
- ② 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手による納付となります。入札保証金が納付されましたら領収書をお渡しします。
- ③ 落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、領収書と引き換えにお返しいたします。
- ④ 落札者の入札保証金は、契約締結時に返還いたします。契約保証金又は売買金額に充当することもできます。
- ⑤落札者が契約を締結されない場合、入札保証金は静岡市に帰属することとなります。

(5) 入札

入札書は、所定の「入札書 (p. 25)」をご使用いただきます。

入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札します。

(6) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 入札参加資格の無い者がした入札
- ② 所定の入札保証金を納付しない者及び所定の額に満たない者のした入札
- ③ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- ④ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ⑤ 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑥ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑦ その他入札条件に違反した入札
- ⑧ 入札参加心得書の第9入札の無効（p. 9-10）に該当する者が行った入札

(7) 開札

開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行います。

(8) 落札者の決定

- ① 開札の結果、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者と決定します。
- ② 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを受付順により引いていただき、落札者を決定します。

※詳細については入札参加心得書第11落札者の決定（p. 10）をご覧ください。

(9) 入札結果の情報公開

入札結果については、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

また、落札者の法人・個人の別及び落札金額をホームページに掲載します。

5 落札者との契約手続き

(1) 決定通知書の送付

入札終了後、落札者に決定通知書を送付します。

(2) 契約保証金

落札者は、契約を締結した際に、契約保証金として落札金の10%以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

(3) 契約の締結

決定通知書を受けた日から15日以内に契約を締結します。

(4) 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※落札者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

6 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※現状有姿での売払いとなります。

7 その他 契約に関する留意点

契約内容については、市有財産売買契約書（標準契約書書式）（p. 14-16）を参照してください。

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による市有地売払い応募要領（以下「応募要領」という）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供しようとし、また、これらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、又は賃借しようとする者
- (5) 入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (6) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

(入札参加申し込み)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡市財政局財政部管財課に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票（法人の場合は現在事項全部証明書）

(3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

2 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの住民票等を添付してください。

3 郵送による申し込みは、書留郵便で行い、指定した日までに静岡市財政局財政部管財課に到着するよう送付してください。

4 ファクシミリや電子メールによる入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。

(入札時の持参書類等)

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という）は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

(1) 一般競争入札参加受付書（管財課確認印が押印してあるもの）

(2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください、コピー可）

(3) 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません）

(4) 入札保証金（現金又は銀行振出小切手）

(5) 委任状（代理人が入札を行う場合に必要となります）

(6) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください）

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札参加を希望する対象財産1件につき入札予定価格の100分の3以上に相当する金額を、入札開始時間前に市が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

(入札書)

第7 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「円」の文字を記入してください。

- 4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所・氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し押印してください。
- 5 入札書は封筒に入れ、入札参加者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入してください。
- 6 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の条件）

第8 入札に参加するものは、暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときには直ちに提出すること並びに公序良俗に反する使用等に該当しないことについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出してください。

- （1）参加申込みから入札までに、入札参加者が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員と密接な関係を有するものと判明した場合は、この入札に参加できません。
- （2）入札から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約は締結しません。
- （3）契約後、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約を解除し、又は当該物件の買戻しをします。

（入札の無効）

第9 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- （1）入札参加資格のない者
- （2）入札保証金が所定の額に満たない者
- （3）金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- （4）談合その他不正行為を行ったと認められる者
- （5）入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- （6）自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- （7）入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- （8）入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- （9）鉛筆書きの入札をした者
- （10）金額を訂正した入札をした者
- （11）指定した日時、場所に入札をしなかった者
- （12）郵送又はファクシミリによる入札をした者
- （13）担当職員の指示に従わず入札をした者
- （14）委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- （15）入札者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者
(開札)

第10 開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第11 落札者は、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としします。

2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第12 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 第9の（1）、（2）、（4）、（5）、（6）、（7）及び（11）から（15）までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

- 3 初回入札の入札保証金の納付をもって、再入札の入札保証金の納付があったものとみなします。

(入札執行の延期)

- 第13 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の還付)

- 第14 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、当日還付します。

- 2 入札保証金は、契約締結後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、落札者の申し出により第16に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

- 第15 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

- 2 落札者は、落札の通知を受けてから15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約書を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 3 落札者が、前項の期間内に契約書を締結しないときは、その落札は効力を失います。

- 4 前項の場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(契約保証金)

- 第16 落札者は、契約を締結した際に、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額、かつ、円未満切上げ)を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、本人の希望により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

- 第17 落札者は、契約締結日から30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で市が指定する期日までに、落札代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することがで

きます。

2 落札者が前項の落札代金を指定した日までに納付しない場合は、その日の翌日から納付した日まで納付すべき金額の2000分の1の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。

3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。
その場合、契約保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第18 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、落札者の申し出により、市が行います。

2 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(瑕疵担保責任)

第19 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、当該契約が、消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができます。

(情報公開等について)

第20 入札結果につきましては、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

また、落札者の法人・個人の別及び落札金額をホームページに掲載します。

＜銀行振出小切手の見本＞

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。

一般には、金融機関に現金を持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要となります。

銀行振出小切手を作成される場合は、このページを金融機関の窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振り出してもらってください。

小切手		銀行 渡り
支払地	〇〇〇	
	<u>（株）〇〇銀行△△支店</u>	
金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人様 へお支払いください。 拒絶証書不要		
振出日	令和 年 月 日	
振出地	〇〇〇	
振出人	<u>（株）〇〇銀行△△支店</u>	支店長 〇〇〇〇 印

(注) 1 振出人、支払人及び振出日について

最寄りの銀行が振り出す小切手で、振出日から5日以内のものにより納付いただきますようお願いします。

2 受取人について

持参人払いとしてください。

(案)

収 入

印 紙

市 有 財 産 売 買 契 約 書

市有財産の売買に関し、売渡人静岡市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（売買物件の表示）

第2条 甲は、その所有に係る次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

財産の所在地・建物番号	区分	地積・延床面積（㎡）	摘 要
〔 物件所在地 〕	〔 区 分 〕	〔 物件面積 〕	

（売買代金の額及び納入）

第3条 売買物件の売買代金は、金〔見 積 金 額〕円（うち消費税及び地方消費税の額0円（※売買物件が土地のみの場合は消費税は不要））とし、乙は、甲が発行する納付書により、令和〇年〇月〇日までに甲が指定する金融機関に納入するものとする。

（契約保証金）

第4条 この契約における契約保証金の額は、金〔見積金額の100分の10以上〕円とする。ただし、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第35条第1項ただし書の規定により免除する。

（遅延利息）

第5条 乙は、第3条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき納付すべき金額の2000分の1に相当する額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（所有権の移転及び登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 乙は、売買代金を完納したときは、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、当該請求により所有権移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後に売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、この契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関してこの

契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（公租公課等の負担責任）

第9条 所有権移転登記完了後の原因による売買物件の公租公課その他の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（紛争の解決）

第10条 売買物件に関し紛争が生じたときは、売買物件の所有権移転登記完了前の原因によるときは甲が、所有権移転登記完了以後の原因によるときは乙が、それぞれ責任をもって処理し、相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- （1）役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
 - （2）暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
 - （4）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - （5）役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。
- 3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、売買物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還するものとする。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

5 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において契約に違反した者の責めに帰すべき事由があるときは、当該者はその相手方に対しこれによって生じた損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、前条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該売買物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(市長への報告等)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則等を含む。)の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

売渡人 甲

静岡市長 ○○ ○○ 印

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

買受人 乙

〇〇 ○〇 印

物 件 調 書

物件番号	1	担当課	清水病院事務局（施設物品管理係）
		連絡先	054-336-1111
予定価格 (最低売却価格)	67,590,000 円		

【 土 地 】						
所在地（地番）		現況地目	登記地目	実測面積	登記地積	土地の形状
清水区駒越西 1 丁目 1690 番 1		宅地	宅地	1, 836. 82 m ²	1, 836. 82 m ²	整形地
法令に基づく 制限の概要	区域区分	市街化区域		用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	容積率	150%		建ぺい率	60%	
	高度地区	最高限 2 種（16m） （最高高さ 16m、北側斜線 規制 10m+1：1. 25）		斜線制限	あり	
	日影規制	あり				
	その他	●居住誘導区域：※本市では「利便性の高い市街地形成区域」と称する。 ●建築基準法（日影規制）：制限建築物：高さが 10mを超える建築物、 地盤面からの高さ：4. 0m、10m以内の日影規制：3. 0 h、10m超の日 影規制：2. 0 h ●屋外広告物特別規制地域：第 2 種特別規制地域				
	＊各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5698/s007693.html					
供給処理 施設の状況	名称	設置状況等		事業所名		連絡先
	電気	引込可		中部電力パワーグリッド(株)		0120-983-676
	上水道	引込可		上下水道		054-251-1132
	下水道	引込可		お客様サービスセンター		
	都市ガス	引込可		静岡ガス(株)		054-285-2115
	＊設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名		方角	距離	
	バス	静鉄バス 忠霊塔前		北西	約 230m	
	鉄道	JR 東海道本線 清水駅		北	約 6. 1 k m	
公共施設	役所	清水区役所 北方 約 5. 3 k m				
	小学校	清水駒越小学校 北東方 約 710m				
	中学校	清水第四中学校 北西方 約 2 k m				

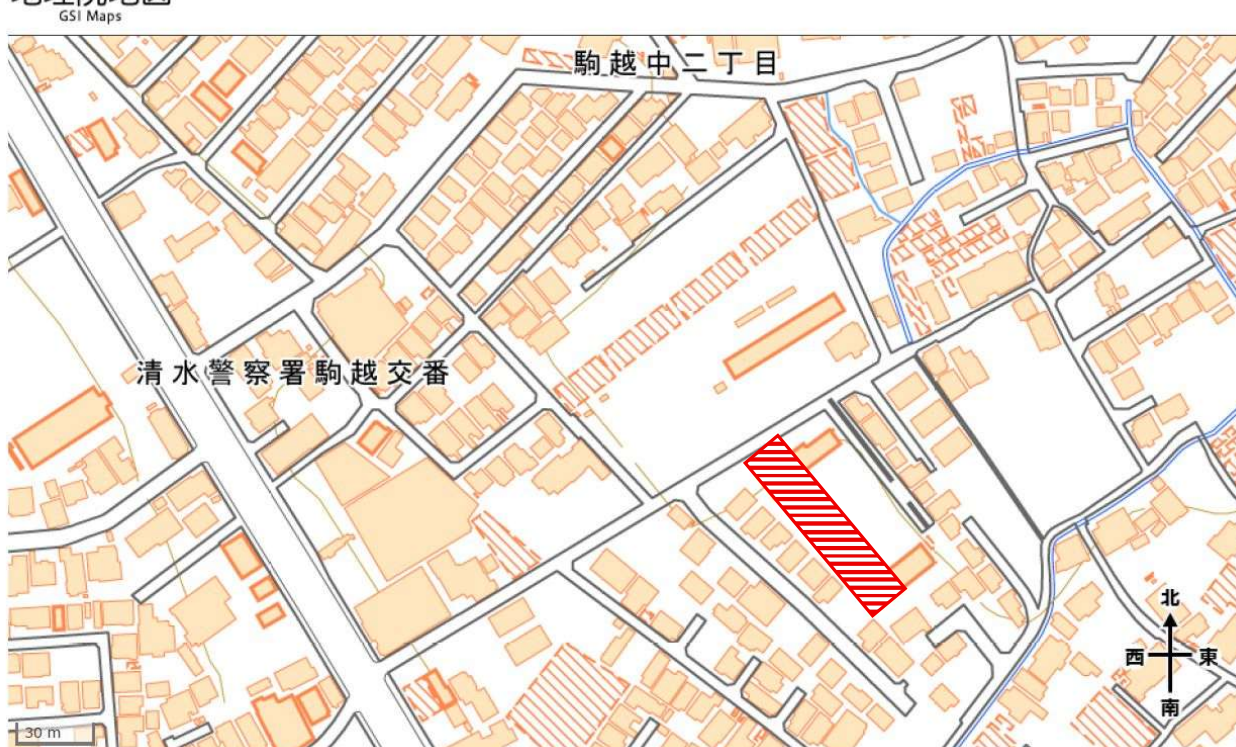
物 件 調 書

特 記 事 項

1. 当該物件は現状での引渡しとなります。
2. 引渡し後に生じた費用はすべて落札された方の負担となります。
3. 静岡市が公開している津波ハザードマップにおいて、津波浸水による水害等が想定される地域です。ご注意ください。
4. 地盤の海拔は約 4 m です。
5. 敷地内にある侵入防止用の柵は、落札後に市が撤去する。
6. 接面する北西側舗装市道（駒越山ノ手 20 号線）は清水駒越小学校の通学路に指定されています。
7. 接面する北西側舗装市道（駒越山ノ手 20 号線）の幅員は約 5 m です。
(片側にガードパイプが設置されているため、車両が通行できる幅は約 3.6 m です。)
8. 接面する北西側舗装市道（駒越山ノ手 20 号線）のガードパイプは道路管理者との協議により撤去は可能ですが、撤去費用は申請者の負担となります。

案内図【物件番号： 1 】

地理院地図



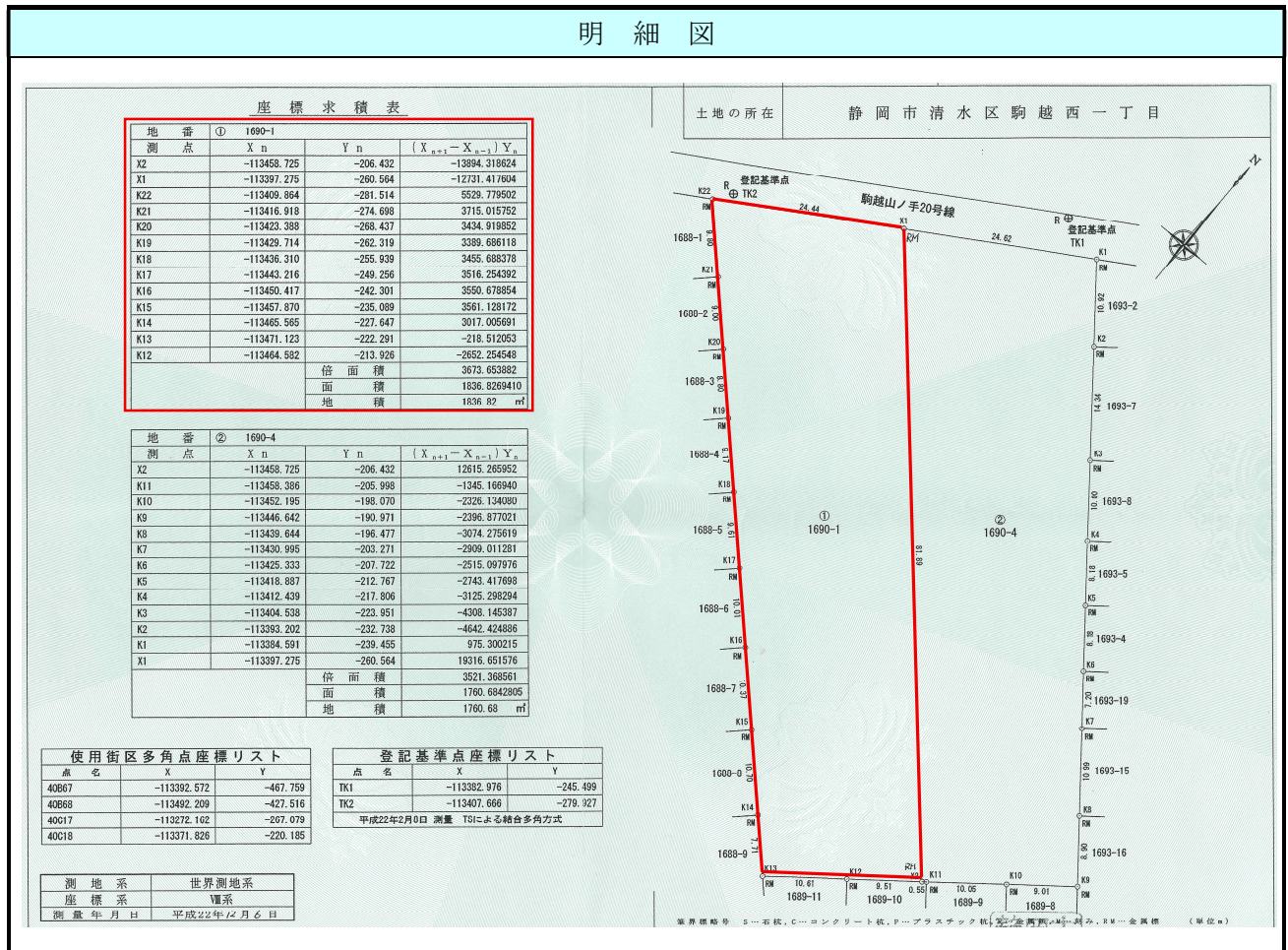
国土地理院地図（地理院地図 GSI Maps）を加工して作成

売払物件



物件調書

明細図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状表すものではありません。

現況写真【物件番号： 1】



物 件 調 書

物件番号	2	担当課	清水病院事務局（施設物品管理係）
		連絡先	054-336-1111
予定価格 (最低売却価格)	64,790,000 円		

【 土 地 】						
所在地（地番）		現況地目	登記地目	実測面積	登記地積	土地の形状
清水区駒越西 1 丁目 1690 番 4		宅地	宅地	1,760.68 m ²	1,760.68 m ²	整形地
法令に基づく 制限の概要	区域区分	市街化区域		用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	容積率	150%		建ぺい率	60%	
	高度地区	最高限 2 種（16m） （最高高さ 16m、北側斜線 規制 10m+1：1.25）		斜線制限	あり	
	日影規制	あり				
	その他	●居住誘導区域：※本市では「利便性の高い市街地形成区域」と称する。 ●建築基準法（日影規制）：制限建築物：高さが 10mを超える建築物、 地盤面からの高さ：4.0m、10m以内の日影規制：3.0h、10m超の日 影規制：2.0h ●屋外広告物特別規制地域：第 2 種特別規制地域				
	＊各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL： https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5698/s007693.html					
供給処理 施設の状況	名称	設置状況等		事業所名		連絡先
	電気	引込可		中部電力パワーグリッド(株)		0120-983-676
	上水道	引込可		上下水道		054-251-1132
	下水道	引込可		お客様サービスセンター		
	都市ガス	引込可		静岡ガス(株)		054-285-2115
	＊設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名		方角	距離	
	バス	静鉄バス 忠霊塔前		北西	約 230m	
	鉄道	JR 東海道本線 清水駅		北	約 6.1 k m	
公共施設	役所	清水区役所 北方 約 5.3 k m				
	小学校	清水駒越小学校 北東方 約 710m				
	中学校	清水第四中学校 北西方 約 2 k m				

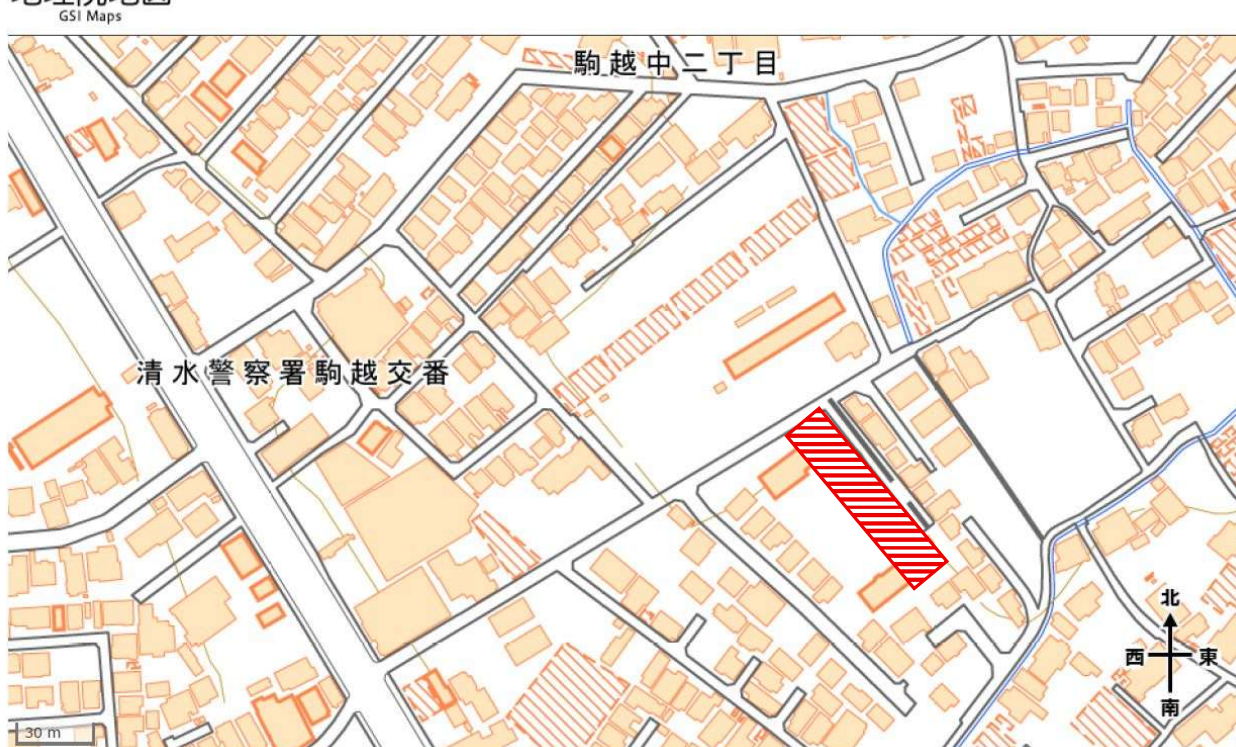
物 件 調 書

特 記 事 項

1. 当該物件は現状での引渡しとなります。
2. 引渡し後に生じた費用はすべて落札された方の負担となります。
3. 静岡市が公開している津波ハザードマップにおいて、津波浸水による水害等が想定される地域です。ご注意ください。
4. 地盤の海拔は約 4 m です。
5. 敷地内にある侵入防止用の柵は、落札後に市が撤去する。
6. 接面する北西側舗装市道（駒越山ノ手 20 号線）は清水駒越小学校の通学路に指定されています。
7. 接面する北西側舗装市道（駒越山ノ手 20 号線）の幅員は約 5 m です。
（片側にガードパイプが設置されているため、車両が通行できる幅は約 3.6 m です。）
8. 接面する北西側舗装市道（駒越山ノ手 20 号線）のガードパイプは道路管理者との協議により撤去は可能ですが、撤去費用は申請者の負担となります。

案内図【物件番号： 2 】

地理院地図

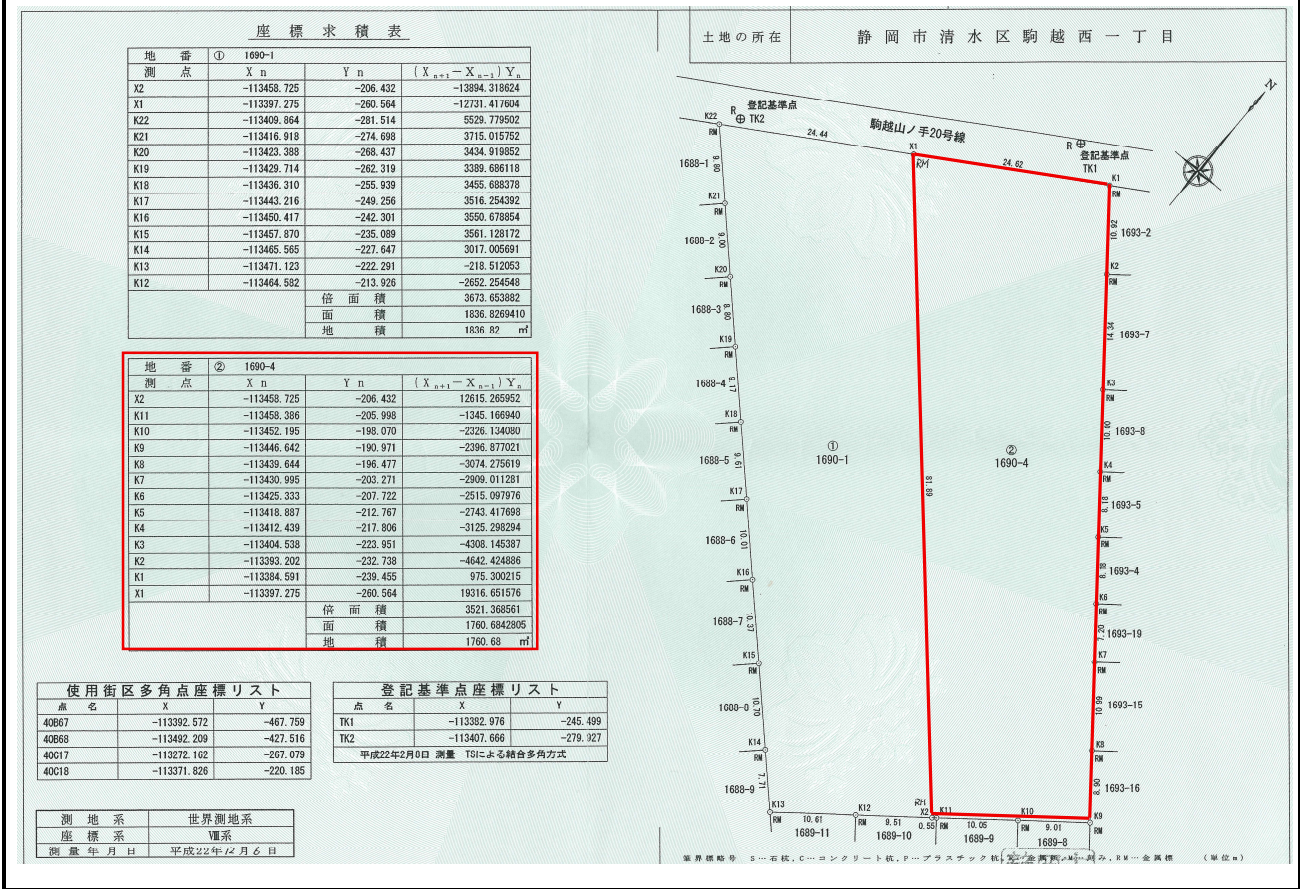


国土地理院地図（地理院地図 GSI Maps）を加工して作成

売払物件



明 細 図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状表すものではありません。

現況写真【物件番号： 2】



受 付 番 号

※

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

あて先 静岡市長

市有地売払い応募要領の参加資格条件、内容等を承諾の上、次のとおり入札の参加を申し込みます。

物件番号	入札対象財産の所在地

〒 ー

住 所

電 話 番 号 ()

氏 名

(法人名・代表者名)

担 当 者 名

(部署・連絡先等)

【注意事項】

- ・申込者の本籍の記載のある『住民票』（法人の場合は『現在事項全部証明書』）を添付してください。（発行より3か月以内のもの）
- ・申込者の『印鑑登録証明書』（法人の場合は『印鑑証明書』）を添付してください。（発行より3か月以内のもの）
- ・申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
- ・※のところは、記入しないでください。

確 認 欄 (※市記入欄)

申 込	参加受付書	入札受付	入札保証金 (受 付)	入札保証金 (還付用)	決定通知書 発 送

受 付 番 号

一般競争入札参加受付書

様

下記の物件について、入札の参加申込を受付けました。

物件番号	入札対象財産の所在地

静岡市保健福祉長寿局清水病院事務局

確認印

- 【注意事項】・入札会場の受付は、30 分前から行います。
- ・代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

入 札 書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号

		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

令和 年 月 日

あて先 静岡市長

(入札者) 住 所

(所 在)

氏 名

(法人名・代表者名)

印

(代理人) 住 所

(所 在)

氏 名

(法人名・代表者名)

印

(注)・金額は1 枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に金又は¥をつけること。

・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

入札書の記入例

入 札 書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号
○

物件番号を正確に記入してください。
(応募要領 (p.2)、物件調書参照)

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

金額の訂正は失格理由となります。

令和○年○月○日

あて先 静岡市長

連名で入札する場合は全員分
記名押印してください。

(入札者) 住 所

(所在) ○○市○○区○○町○○番○○号

氏名 ○ ○ ○ ○株式会社

(法人名・代表者名) 代表取締役 ○ ○ ○ ○



※ 本人が入札する場合は不要です。



(代理人) 住所 静岡市○○区○○町○○番○○号

氏名 ○ ○ ○ ○



- (注) ・金額は1 枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に金又は¥をつけること。
・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

委任状

私は、下記財産の買受けについて、印を

代理人と定め、入札及び買受申出に関する一切の権限を委任いたします。

記

物件番号	対象財産所在地

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住 所

氏 名 印

(法人名・代表者名)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所	〔 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 〕
商号又は名称 代表者職氏名	
	〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び役員等氏名一覧の情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 3 当社（私）は、役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 4 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市からは是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

商号又は名称 _____

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

委任先がある場合

受任者	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H、令和 R)

(注)

- 1 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
- 2 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理いたします。

＜記載例 個人の場合＞

別紙には、誓約書に署名されている方の氏名（フリガナを含む）及び生年月日を記載してください。

＜記載例＞

別紙

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
フリガナを記載	□□ □□	S×年×月×日

※記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。

＜記載例 法人の場合＞

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている役員全員の氏名（フリガナを含む）及び生年月日を記載してください。契約の相手方を支店等に委任されている場合は支店長等についても記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	シミズ ジュウロウ	清水 十郎	S×年×月×日
②	シズカ ハナ	静岡 花子	S×年×月×日
③	スガ タロウ	駿河 太郎	S×年×月×日
④	シズカ ジロウ	静岡 次郎	H×年×月×日
⑤	シミズ サブロウ	清水 三郎	H×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項	取締役 清水 十郎	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号 代表取締役 静岡 花子	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	<u>静岡市葵区××丁目×番×号</u> 代表取締役 <u>静岡 一郎</u>	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記
		令和〇〇年〇月〇日退任
	<u>静岡市葵区△△丁目△番△号</u> 代表取締役 <u>駿河 太郎</u>	令和〇〇年〇月〇日就任
		令和〇〇年〇月〇日登記
		令和〇〇年〇月〇日重任
	静岡市葵区△△丁目△番△号 代表取締役 駿河 太郎	令和〇〇年〇月〇日登記
		令和〇〇年〇月〇日重任
	監査役 静岡 次郎 (社外監査役)	令和〇〇年〇月〇日就任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	会計監査人 静岡清水監査法人	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記

抹消されて
いる役員は
記載しない
でください

役員が法人の場
合は記載しない
でください

入札不調財産の売払い

入札を実施しても落札者がなかった財産等については、期間を定めて、予定価格（落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

1 対象財産

- ① 入札に付したが入札者がいない入札対象財産
- ② 入札を実施しても落札者がなかった入札対象財産
- ③ 落札者が契約を締結しなかった入札対象財産
(売買代金未払いにより契約を解除された場合を含む)

2 参加資格

参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。

3 受付方法

下記の書類を施設物品管理係へ持参の上、提出してください。提出書類の不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類は、お返ししません。

1	普通財産買受申出書	普通財産買受申出書（p. 34）
2	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	暴力団排除に関する誓約書兼同意書（p. 28-29）
3	印鑑登録証明書	<u>個人（共有を含む）</u> が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
4	印鑑証明書	<u>法人</u> が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
5	住民票	<u>個人（共有を含む）</u> が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行された、 <u>本籍が記載されているもの</u> を1通ご用意ください。

6	法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書)	法人が申し込む場合に必要となります。 提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意 ください。
7	委任状	代理人が申し込む場合に必要となります。(p. 27)

※契約の締結等で印鑑を使用される場合は、提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書に登録されているものを使用してください。

4 受付期間

【受付期限】 令和8年11月2日（月）から令和9年1月29日（金）まで
※土曜日・日曜日・祝日を除く
【受付時間】 午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までを除く

5 売払いの決定方法

- (1) 入札対象財産の予定価格(落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格)以上の買受金額を提示した方を、先着順により売払い相手と決定します。
- (2) 各日の受付開始時点において、(1)の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した方と、売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、くじにより売払い相手を決定します。

6 契約保証金

申請者は、契約を締結した際に、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付していただきます。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

7 契約の締結

申込みの日から15日以内に、契約を締結します。

8 売買代金の支払い

契約締結から30日以内に、売買代金を納付していただきます。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※落札者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。
その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

9 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※現状有姿での売払いとなります。

10 その他 契約に関する留意点

契約内容については、市有財産売買契約書（標準契約書書式）(p. 14-16)を参照してください。

普通財産買受申出書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所
申請者
氏名
電話

普通財産を買い受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|--------|
| 1 | 財産の所在 | |
| 2 | 財産の種類又は構造
(土地にあつては、地目) | |
| 3 | 地積又は面積 | 平方メートル |
| 4 | 売払い後の利用計画 | |
| 5 | 売払い希望金額 | 円 |
| 6 | その他 | |

（記 載 例）

普 通 財 産 買 受 申 出 書

令和〇年〇月〇日

（宛先） 静岡市長

住 所 [〇〇市□□区△△町
申請者 [◇◇番◆号
氏 名 [株式会社〇×
代表取締役 〇〇 〇〇
電話 ×××-〇〇〇-△△△△

普通財産を買い受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の所在 静岡市清水区二の丸町 85 番 9
(物件番号：8)
- 2 財産の種類又は構造 宅地
(土地にあっては、地目)
- 3 地積又は面積 55.53 平方メートル

1 財産の所在（物件番号）
2 財産の種類又は構造
3 地積又は面積
※上記の項目は、売払い対象物件一覧（p.2）及び物件調書（p.17、p.20）に記載の情報を記入してください。

- 4 売払い後の利用計画 駐車場敷地として利用

申込時点で記載可能な範囲で記入してください。

- 5 売払い希望金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

- 6 その他

予定価格（最低売却価格）（p.2）以上の見積金額をご記入ください

【申 込 先】 静岡市立清水病院 本 館 1 階 施設物品管理係
【入札会場】 静岡市立清水病院 研修棟 2 階 講堂
住 所：静岡市清水区宮加三 1231
電話番号：054-336-1111（代表）

【交通案内】

◎静岡市立清水病院には、しずてつジャストラインの 4 路線のバスが
乗入れしています。

◎停留所は病院正面玄関のすぐ前になります。

港南線と山原梅蔭寺線は午前の 9 時以前、午後の 5 時以降については、
天王山公園停留所（病院まで徒歩 1 分）の停車となります。

【JR 清水駅より】

JR 清水駅西口方面、静鉄清水駅前バスセンター「2 番乗り場」より、下
記のいずれかの路線に乗車してください。いずれも清水病院までは約 20
分です。

- 港南線
- 山原梅蔭寺線
- 市立病院線

【静鉄新清水駅より】

静鉄新清水駅の道路反対側、「3 番のりば」より、次のいずれかの路線に
乗車してください。清水病院までは約 15 分です。

- 港南線
- 山原梅蔭寺線
- 市立病院線

【JR 草薙駅より】

草薙駅前停留所より三保草薙線に乗車してください。清水病院までは約
20 分です。

【三保方面より】

三保草薙線（三保車庫前 ⇄ 静岡市立清水病院）に乗車してください。

※応募要領は次の場所で配付します。また、静岡市立清水病院ホームペー
ジからもダウンロードできますのでご利用ください。

【応募要領配付場所】

- 静岡市立清水病院 本館 1 階 施設物品管理係
- 葵・駿河・清水区役所総合案内所
- 静岡市立清水病院ホームページ

【<https://www.shimizuhospital.com/forprofessionals/bid/>】